

土地開発行為事前協議の流れ (本庁)

民間の開発行為

- ・住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地等の造成
- ・土石の採取、鉱物の掘採、水面の埋立てまたは干拓その他土地の区画形質の変更

申出書作成

市町村

愛知県(都市計画課)

事前相談

- ・開発計画について都市計画課及び関係各所(市町村・県事務所等)と調整
- ・市街化調整区域内地区計画を策定する場合は、市町村都市計画担当課と調整
- ・都市計画課に相談の上、協議申出書を作成

事業者協議申出
「正本1部・写し1部」

受付・意見書作成

送付
「正本1部・意見書」

受付

東三河地区の市町村を除く
(次頁を参照)

指導要綱に基づく事前協議の対象外(主なもの)

- ・土地の区画形質の変更を伴わないもの
- ・市街化区域におけるもの
- ・開発区域面積が1haを超えないもの

※都市計画法における開発行為・開発区域面積の捉え方とは異なります。

開発区域の面積

1ha超5ha未満

開発区域の面積

5ha以上

審議方法

土地対策会議研究会
(原則:地方機関へ文書照会)

調整を要する意見について
事業者が主に地方機関と調整

土地対策会議幹事会
(原則:地方機関へ文書照会)

審議方法

土地対策会議研究会
(本庁関係課による会議開催)
事業者出席・説明

調整を要する意見について
事業者が本庁各課等と調整

土地対策会議幹事会
(本庁関係課による会議開催)
原則:事業者出席不要

協議結果通知

*重要案件は、土地対策会議本会議開催

◎廃止届

(個別法手続)

◎廃止届

◎工事着手届

◎各種届は事業者から提出され、市町村受付後、都市計画課へ送付(送付部数は協議申出と同様)

*平成20年3月31日以前に協議結果通知を受けた事案については、工事完了届が必要となっておりますが、現在は不要です。

問合せ先

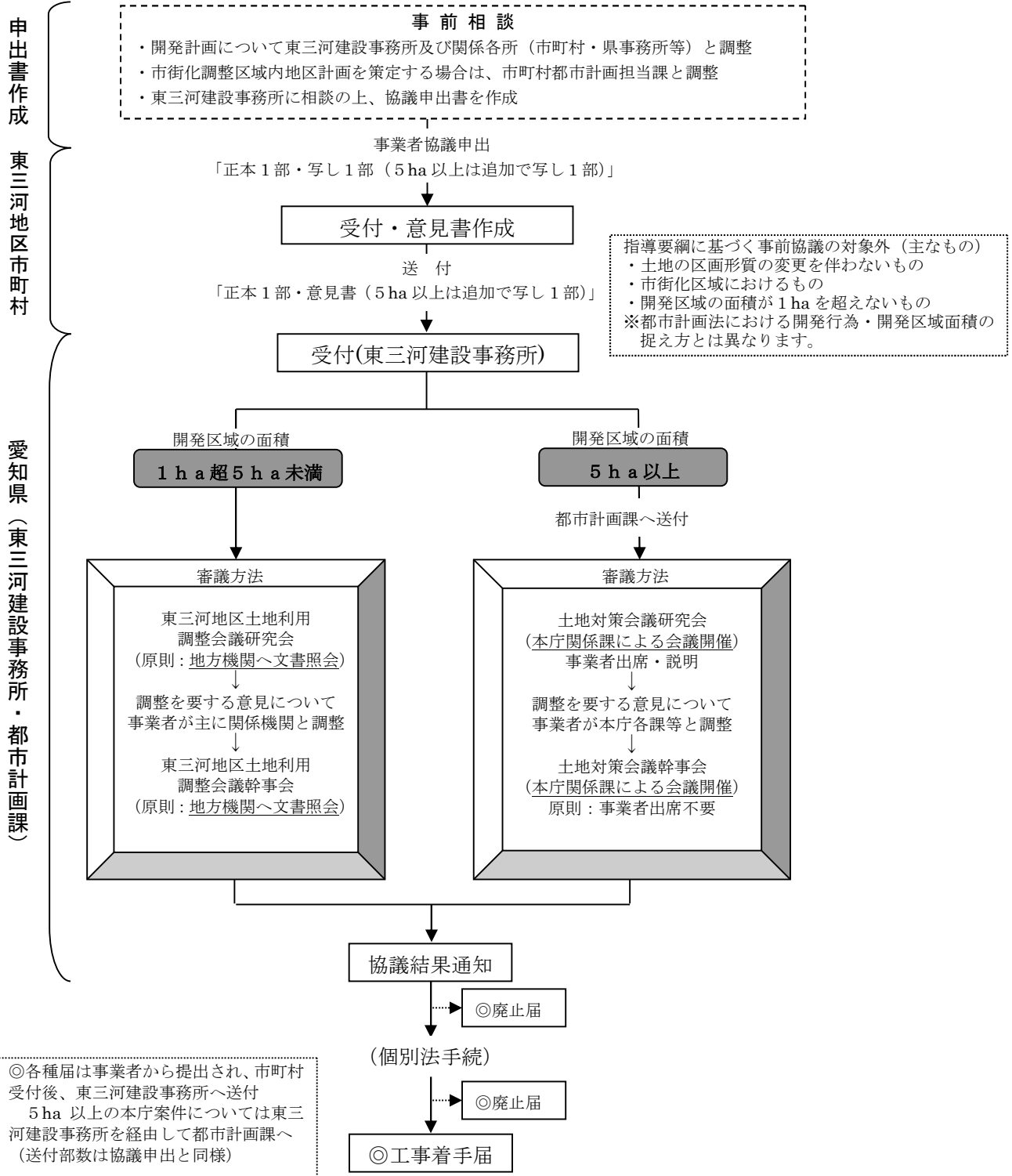
愛知県 都市・交通局 都市基盤部
都市計画課 利用・取引規制グループ
電話 052-954-6119(ダイヤルイン)

土地開発行為事前協議の流れ（東三河地区）

東三河地区：豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

民間の開発行為

- ・住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地等の造成
- ・土石の採取、鉱物の掘採、水面の埋立てまたは干拓その他土地の区画形質の変更



指導要綱に基づく事前協議の対象外（主なもの）

- ・土地の区画形質の変更を伴わないもの
- ・市街化区域におけるもの
- ・開発区域の面積が1haを超えないもの

※都市計画法における開発行為・開発区域面積の捉え方とは異なります。

*平成20年3月31日以前に協議結果通知を受けた事案については、工事完了届が必要となっておりましたが、現在は不要です。